

島労発雇均0909第1号
令和 7 年 9 月 9 日

各団体代表者様

島根労働局長



「年次有給休暇取得促進期間」(10月)における御協力の依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和6年就労条件総合調査」の結果によると、令和5年の年休取得率は65.3%と、前年(62.1%)より3.2ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

このため、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と位置付け、年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するため集中的な取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度^(※2)の活用を含め、働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、別添文例を参考にした広報誌やホームページへの掲載等により、傘下企業(労働組合は傘下の労働組合)等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、ポスター及びリーフレットを、以下のサイトに掲載しておりますので御活用ください。

なお、紙媒体に不足が生じた場合は送付いたしますので、以下の担当者までご連絡をお願いいたします。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/download.html> (リーフレット兼ポスター掲載)

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。(分単位など時間未満の単位での取得は認められません。)

本件連絡先(担当) 島根労働局 雇用環境・均等室
電話 0852-31-1161 永見